

新設

あなたも家族もまるごと守る! 頼れる補償の

全国商工会会員福祉共済

「がん」重点補償

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です!

共済期間 2010年11月1日午後4時から2011年11月1日午後4時まで

ご加入できる方 商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員とその家族であって健康な方が対象となります。(健康状態に関する告知義務あり。)
※ただし共済期間開始時点での満年齢が満6歳以上満74歳以下の方に限ります。
[家族]とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

中途加入 毎月1日午後4時の共済始期でご加入になれます。

5つの安心

- 1 初期のがんも安心!** 上皮内がん等の初期のがんでも、**診断共済金として、100万円をお受け取りいただけます。**
- 2 再発・転移も安心!** 一旦治癒した後、**がんが再発したと診断確定されたときなどにも診断共済金をお支払い*1**します。
- 3 入院も安心!** **がん入院はもちろん、がん以外の病気・けが入院も、日帰り入院から補償します。**
- 4 手術も安心!** **がんの手術はもちろん、がん以外の病気・けがで所定の手術を受けられたとき、何度でも補償します。*2**
- 5 再発・転移も安心!** **先進医療に係る費用が全額自己負担となる所定の先進医療を受けられたとき、何度でも補償します。通算支払限度はありません。**

※ 補償内容の詳細につきましては、パンフレットの「補償のあらまし」をご覧ください。
[がん]重点補償プラン(シニア含む)の、がんに関する補償(がん診断共済金、がん入院共済金、がん手術共済金)については、初めて[がん]重点補償プラン(シニア含む)に加入した共済期間の初日からその日を含めて90日を経過した日までにと診断確定された場合は、共済金をお支払いできません。

*1 診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限ります。また、2回目以降の診断共済金については、前回の診断共済金のお支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えた期間が経過している場合に限りお支払いします。
*2 手術の種類によっては、回数制限があったり、お支払い対象外の手術もあります。お支払対象となる手術については「約款」をご覧ください。
*3 共済期間開始時点で満66歳となった場合はシニア「がん」重点補償プランに自動的に移行します。

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の医療保険(1年契約用)・がん保険(1年契約用)の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、商工会までお問い合わせください。
取扱代理店:株式会社ふるさとサービス 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL:03-3214-5710
引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 担当課:広域法人部法人第一課 東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4147

月額**3,000**円*4
がん・医療ともに
補償!



掛金と共済金

加入プラン	「がん」重点補償プラン	シニア「がん」重点補償プラン
加入年齢(注1)	満6歳~65歳*3	満66歳~74歳
月払掛金	3,000円*5	6,000円*5
共済金額	がん診断共済金	がんと診断確定されたとき(注2)、入院の有無にかかわらず一時金として 100万円 何でもお支払いします
	がん手術共済金	手術の種類により(注3) 40万円~10万円
	がん入院共済金(1日あたり)	10,000円 お支払日数無制限
	がん以外の病気・けがの手術共済金	手術の種類により(注3) 20・10・5万円
	がん以外の病気・けがの入院共済金(1日あたり)	5,000円*6 (日帰り~120日まで)
	先進医療共済金	305万円~5万円 通算支払限度なし

*4 満66歳以上の方は月額6,000円です。
*5 月額掛金3,000円、月額掛金6,000円に含まれる東京海上日動火災保険(株)の医療保険の保険料は230円、がん保険の保険料は210円です。
*6 支給額のうち、東京海上日動火災保険(株)のがん保険・医療保険が下記の金額を補償します。
がん診断共済金: 15万円 がん以外の病気・けがの入院共済金: 750円 がん入院共済金: 1,500円
(注1)2010年11月1日時点での満年齢をいいます。
(注2)がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限ります。また、2回目以降の診断共済金の支払は、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。
(注3)手術の種類によっては回数制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。

〈お問い合わせ・資料請求はお近くの商工会へ〉

全国商工会連合会 03-5860-2294